二　法第二百三十三条第一項第三号に掲げる者　次のイからハまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める額

イ　法第百五十八条第三項において準用する法第百十八条第一項の承認を申請する者　当該承認一件につき、五千七百円に当該承認に係る法第百五十八条第三項に規定する確認特定カジノ関連機器等製造業務等従事者の数を乗じた額及び三千五百円の合計額

ロ　法第百四十七条第一項（第一号に係る部分に限り、法第百五十条第二項において準用する場合を含む。）の承認を申請する者　当該承認一件につき七万千三百円

ハ　法第百四十七条第一項（第二号に係る部分に限り、法第百五十条第二項において準用する場合を含む。）の承認を申請する者　当該承認一件につき八万八千七百円

三　法第二百三十三条第一項第四号に掲げる者　次のイ又はロに掲げる者の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額

イ　法第百四十九条において準用する法第五十二条第一項の認可を申請する者　当該認可一件につき一万二千円

ロ　法第百四十八条第二項（法第百五十条第二項において準用する場合を含む。）の認可を申請する者　当該認可一件につき一万九千二百円

第一条第三項中「第一項第一号及び第二号」を「第一項第二号ハ」に、「検定」を「承認」に、「電磁的カジノ関連機器等を製造し、及び検査する設備等が、法第百五十一条第三項第二号に規定する」を「カジノ関連機器等製造業の許可又はカジノ関連機器等外国製造業の認定に係る製造所の構造又は設備が、法第百四十五条第一項第五号（法第百五十条第二項において準用する場合を含む。）に掲げる」に、「当該設備等」を「当該製造所」に改め、同項第一号中「次項」を「第五項」に改め、同条第四項中「前項」を「第三項（前項において準用する場合を含む。）」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

４　前項の規定は、第一項第四号及び第五号に掲げる者に係る手数料の額について準用する。この場合において、前項中「承認」とあるのは「検定」と、「カジノ関連機器等製造業の許可又はカジノ関連機器等外国製造業の認定に係る製造所の構造又は設備が、法第百四十五条第一項第五号（法第百五十条第二項において準用する場合を含む。）に掲げる基準」とあるのは「電磁的カジノ関連機器等を製造し、及び検査する設備等が、法第百五十一条第三項第二号に規定する基準」と、「当該製造所」とあるのは「当該設備等」と読み替えるものとする。

第二条中「手数料は、」の下に「同条第一項第一号から第三号までの申請又は」を加える。

第三条第一項中「第一条第一項第一号イ」を「第一条第一項第四号イ」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　岸田　文雄

省　令

○農林水産省令第六十三号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法六十八条の二の五の規定に基づき、動物用医薬品等取締規則（平成十六年農林水産省令第百七号）の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年十一月二日

農林水産大臣　野村　哲郎

動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令

動物用医薬品等取締規則（平成十六年農林水産省令第百七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改正後	改正前
（医薬品、医療機器又は再生医療等製品を特定するための符号の容器への表示等） **第百八十四条の十三の二**　法第六十八条の二の五の農林水産省令で定める措置は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める措置とする。 一　第百七十二条第一項及び第二項に掲げる医薬品、医療機器又は第百八十四条の二第一項及び第二項に掲げる再生医療等製品であって、その容器又は被包の記載場所の面積が狭いため当該医薬品、医療機器又は再生医療等製品を特定するための符号を記載することができないもの（第三号に掲げるものを除く。）　当該医薬品、医療機器又は再生医療等製品を特定するための符号の当該医薬品、医療機器又は再生医療等製品に添付する文書への記載 二　その構造及び性状により容器又は被包に収められない医療機器（次号に掲げるものを除く。）　当該医療機器が使用される間その使用者その他の関係者が当該医療機器の特定に資する情報を適切に把握することができる方法による当該情報の提供 三　電気通信回線を通じて提供される医療機器プログラム　次のイ又はロに掲げる措置 イ　当該医療機器プログラムを提供する前に行う当該医療機器プログラムの販売業者から当該医療機器プログラムを使用する者に対する当該医療機器プログラムの特定に資する情報の提供 ロ　当該医療機器プログラムの製造販売業者から当該医療機器プログラムを使用する者に対する当該医療機器プログラムの提供と併せて行う当該者が容易	（新設）